

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

( 答 申 第 76 号 )

令和4年8月16日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

## 答 申

### 第1 審査会の結論

大津市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報不開示決定は、妥当である。

### 第2 審査請求の経過

#### 1 保有個人情報開示請求

令和3年7月26日、審査請求人は、大津市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「〇〇年〇〇月〇〇日、教育委員会コンプライアンス推進員に「ハラスメントの申出」をし、同年〇〇月〇〇日に〇〇職員支援室長及び〇〇政策監より「本件はハラスメントに該当しない。」と言われた。別添、「相談対応の流れ」に沿って「誤解であると判断した結果」であると思われる。よって〇〇政策監及び〇〇職員支援室長が誤解であると判断に至った関係書類及び判断を決定した文書の全て及び別紙「ハラスメントの疑い連絡票」中対応会議に関する文書全て。」

#### 2 実施機関の決定

令和3年8月6日、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）は作成しておらず、存在しないとして条例第22条第2項の規定に基づき、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

令和3年11月1日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

### 第3 審査請求の趣旨

本件保有個人情報の開示を求めるものである。

### 第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 実施機関は、本件保有個人情報を作成しておらず、存在しないとしている。しかし、〇〇年〇〇月にコンプライアンス推進員が、ハラスメントの通報を受けるとともに、関係者への聞き取り調査等をしたうえで「ハラスメントの疑い連絡票」を職員支援室とコンプライアンス推進室に提出している。また、同年〇〇月に審査請求人は同事案についてコンプライアンス推進員と職員支援室長から結果報告を受けていることから、それまでの間に関係各課との法令調査や協議記録、処遇方針等を作成して保存されているはずである。
- 2 不開示理由として「当該公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しないため。」とのことであるが、ハラスメント担当部署との協議や調査を実施せずにハラスメントの有無が決定できるはずがなく、当該案件がハラスメントに当たらないと決定するに至った理由もあわせて、

関係書類一式の開示を求める。

- 3 実施機関の弁明書において、「審査請求人に職員支援室（コンプライアンス推進員同席）から「ハラスメントには該当しない」旨の結果を伝えたものであるが」との記載があるが、別件大津市長の弁明書においては、「ハラスメントには該当しない旨の報告をするために（職員支援室長は）同席したものである」とされている。どちらが正しい意見なのか、どちらが主体なのか。責任転嫁をしているだけにしか思えない。

また、大津市長の弁明書においては、「判断に至る関係記録をとっていない。」「他機関で作成された関連文書についても職員支援室では保有していない。」など記述されており、協議のあった事実と関係文書の存在を明らかにしている。
- 4 実施機関は、当該ハラスメント事案については、「ハラスメントの疑い連絡票」に基づき関係課が協議を行ったうえで審査請求人に対して、ハラスメントには該当しない旨の結果を伝えたなどと主張しているが関係機関のみで判断したのか。職員に対する「心身に重大な危険を生じさせるおそれのある行為」の是非について、職員支援室だけで判断できるはずがない。そして、この問題について教育委員会に報告したのか。事務局だけで処理されていたのであれば大問題である。
- 5 当時のコンプライアンス推進員は、当然に上司である教育長及び教育次長にも相談しているはずであり、その資料やメモなどは絶対に存在するはずである。ゆえに、上記判断に至った関係書類及び判断を決定した文書（メモを含む）が存在しないなどの理由は成立しない。組織をもって対応しているはずである。
- 6 ハラスメントの疑い連絡票の作成の次の段階の文書、ハラスメントの有無の判断を誰がして、その判断は何に基づいてされたのかの文書が一切ないというのがあり得ない。
- 7 実施機関から審査請求人に送付された「大津市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に虚偽が認められた。同伴について、平然と単純な事務処理ミスなどとして対応されるのであれば、許されるものではない。

## 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 「職場におけるハラスメントの防止について」のマニュアルでは、パワーハラスメントの判断基準や対応フロー図は示されているが、同マニュアル又は大津市ハラスメントの防止等に関する指針には文書の作成義務は規定されていない。
- 2 本件に関しては、教育委員会コンプライアンス推進員が審査請求人から相談を受けて以降、ヒアリングや調査を行い、「ハラスメントの疑い連絡票」を職員支援室及びコンプライアンス推進室へ提出し報告した。それに基づき同推進員同席のもと職員支援室からハラスメントには該当しない旨の結果を伝えたものであるが、実施機関においては当該連絡票以外にヒアリング内容や調査内容、協議内容について文書を作成しておらず、また組織的に共有・使用された文書もないため本件保有個人情報には存在しない。
- 3 ハラスメント該当性について判断した際の記録を作成しなければならないという明確なルールはない。当該事案については、職員支援室と教育委員会で関係者に聞き取りを行ったが、その

内容に齟齬や誤認がなかったため、文書を作成しなかったのではないかと考える。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 本件開示請求について

実施機関は、本件開示請求に対して本件保有個人情報を作成又は取得しておらず存在しないとして不開示決定を行った。

審査請求人は、これを不服として本件保有個人情報の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。

### 2 本件保有個人情報の存否について

(1) 審査請求人が開示を求める文書は、上記第2 1のとおり「〇〇政策監及び〇〇職員支援室長が誤解であると判断に至った関係書類及び判断を決定した文書一式」である。

ただし、審査請求人意見書の添付資料として「ハラスメントの疑い連絡票」が当審査会に提出されていることから、当該連絡票は既に開示されていることが分かるが、この点については審査請求人と実施機関との間に争いはない。

審査請求人は、そのうえで上記「〇〇政策監及び〇〇職員支援室長が誤解であると判断に至った関係書類及び判断を決定した文書一式」の開示を求めているのであるから、本件開示請求で開示を求める文書の対象は既に開示されている「ハラスメントの疑い連絡票」を除く「〇〇政策監及び〇〇職員支援室長が誤解であると判断に至った関係書類及び判断を決定した文書一式」の趣旨であると解するのが相当である。

以下、上記開示請求の対象を前提として審査会の判断理由を述べる。

(2) 実施機関は、当該ハラスメント相談について「大津市ハラスメントの防止等に関する指針」及び同指針を元に策定された〇〇年当時のマニュアルには、ハラスメント相談対応に際しての文書作成義務は規定されていないと説明する。

この点、当審査会で、同指針及びマニュアルを確認したところ、ハラスメントの申出・相談があった場合、相談を受けた者が「事実関係を正確に把握し、記録する。」との記載が認められた。よって、同指針及びマニュアルに基づき調査結果としての事実関係については記録文書を作成する必要があるが、その事実関係を基にしたハラスメントの有無に関する判断理由、または検討経過等に関する文書作成は必ずしも必要とされていなかった。

上記(1)で述べた「ハラスメントの疑い連絡票」には、相談受付日、受付者、相談の具体的な内容等が記載されている。このような記載内容からすれば、「ハラスメントの疑い連絡票」が、同指針及びマニュアルに則って作成された事実関係についての記録文書に当たるものと認められる。そして、上記のとおり判断理由や検討経過等に関する文書の作成は必ずしも必要とはされていなかったのであるから、「ハラスメントの疑い連絡票」以外に作成又は取得された保有個人情報が存在しないことについて、実施機関の説明に特段不合理な点はない。

これに対し審査請求人は組織としての判断である以上は文書等がないことはあり得ないと指摘するが、当時の同指針及びマニュアルの記載内容からすれば、実施機関の説明を覆すほどの不合理性が認められるとまでは言えない。

### 3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月29日	諮問書の受理
令和4年 3月22日	実施機関からの事情聴取 審査請求人の意見陳述 審議
令和4年 4月25日	審議
令和4年 5月23日	審議
令和4年 7月 4日	審議
令和4年 8月 4日	審議
令和4年 8月16日	答申